

平成31年度

**国際ヘルスケア拠点構築促進事業
(医療拠点化促進実証調査事業)**

公 募 要 領

平成31年4月

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

目 次

I. はじめに（目的）	1
II. 補助事業の概要	2
III. 応募資格	7
IV. 経費	12
V. 本補助事業の実施期間	16
VI. 補助事業者の義務	17
VII. 応募手続	18
VIII. 審査・選定	21
IX. 採択後の留意点と補助金交付	23
X. 応募から事業終了までの主な流れ	25
XI. その他	26
様式	27

I. はじめに（目的）

「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）等において、我が国の優れた医療・介護（サービス及び医療機器・福祉用具等）・ヘルスケアの国際展開を促進させる旨が明記されており、医療・介護・ヘルスケアの国際展開は我が国が経済成長を図る上での重点施策の一つに位置付けられています。また、医療・介護・ヘルスケアの国際展開は、相手国の健康改善や経済市場の創出など、相手国の発展にも寄与するものであり、日本のプレゼンスや信頼の向上につながるものです。加えて、国外の患者を受入れることは、我が国の医療技術・サービスの更なる充実につながり、国内患者向けの医療サービスの向上にも資するものと考えられます。

日本政府は、「未来投資戦略2018」において、「新興国を中心に日本の医療拠点を2020年までに20か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得」との目標を掲げています。

また、「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成30年7月改定）においては、日本の医療・介護の高度化や持続可能性の向上に資することとなるよう、引き続き多角的な視点から検討を行いつつ、一体的に日本の医療の国際化を推進すると明記しています。

平成31年度 国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）（以下「本補助事業」という。）では、これらを達成するために、医療・介護・ヘルスケアに関連する企業や医療機関などの連携による、自立的・持続的に収益が見込める日本の医療・介護・ヘルスケアの海外拠点の事業化に向けた実証事業及びインバウンド促進に資する実証事業を支援します。それによって、アウトバウンド・インバウンドの両面から我が国の医療・介護・ヘルスケアの国際展開を促進することを目的としています。

なお、本補助事業は、経済産業省が、医療の国際展開の中核を担う一般社団法人Medical Excellence JAPAN（以下「MEJ」という。）を本補助事業の管理団体として指定し、実施するものです。

注意：元号の改元後は、本マニュアル中の「平成31年」を「令和元年」に、「平成32年」を「令和2年」に読み替えるものとします。

II. 補助事業の概要

1. 補助対象事業者

本補助金における補助対象事業者は、原則として法人格を有する民間事業者又は団体とします。事業主体は、コンソーシアム（本補助事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅢ. 2. を参照のこと。）を形成する事業者とします。

2. 応募対象となる事業

本補助事業終了後、自立的、持続的に事業展開を行うことを前提としている実証事業を対象とします。特定の事業者の利益のための事業や、特定の医療機器・福祉用具や医薬品等の販売、開発、輸出だけを目的とした事業及び市場調査のみの事業は応募の対象となりません。

事業の実施にあたっては、次に掲げる種類のいずれかを申請時に選択してください。なお、申請後の申請者による類型の変更はできません（ただし、審査結果により類型の変更が行われることがあります）。

※対象国における医療・介護等の各種制度に関する調査は、本事業の利用ではなく、経済産業省の過去事業における調査結果の参照及びMEJからの情報共有を受けることを原則とします。ただし、協議の上で追加調査の必要性が確認できる場合は対象とすることがあります（デスクトップ調査で情報収集が可能な調査は対象としません）。

① 医療

以下のいずれか（【a】又は【b】）にあてはまる取組。

【a】 医療施設運営や運営支援サービス等により、サービス事業収入獲得を目指す取組

具体的には、海外に日本の医療拠点の構築を目指す過程において、事業実施期間中に対象国において医療サービス等を提供しながら実証を行い、現地のニーズや医療サービス提供に伴う課題等を踏まえた持続的なビジネスモデルの検討、料金設定や収支計画の策定、現地法人設立の手続き、現地当局者との調整、インバウンドにも繋がる現地拠点の設立に関する検討等を実施する事業を対象とします。

なお日本の医療拠点とは、日本企業等の出資によって、海外に病院等の医療サービスを提供する施設を構築し、日本人等が医療サービスに関与するものを該当とします（ただし拠点を構築する過程では条件を満たさない場合もあり得ることを考慮します）。

※採択にあたっては、当該医療拠点で以下事業を行うものを重視します。

- ・ 早期発見・健診・検診・予防、低侵襲医療、遠隔医療
- ・ 医療周辺のサービス（情報システム、物品管理、医療関連サービス等）を行う事業
- ・ 災害・救急時に現地の医療拠点としての機能を発揮する事業
- ・ 相手国の保健医療水準の向上に寄与する事業

※現地で医療サービスを提供せず、単にインバウンド患者を受け付けるのみの目的で拠点を

構築する事業は対象としません。

※セミナーの実施が主体となる事業は対象としません。

※対象国における事業対象層は、地方部・中間層への医療の提供など、国民一般まで広く対象とする方が望ましいこととします。

【b】医療人材の研修拠点等の整備により、医療機器等の製品の販売拡大を図る取組

具体的には、日本の医療機器の販売拡大のために、現地医療関係者に対して日本の医療機器や情報システムを活用したトレーニングプログラムの策定やトレーニングサービス等を提供する事業や、複数の企業等によりアフターケア体制の強化を行う事業を対象とします。

なお、普及が見込まれる主な医療機器等は以下を想定しています。

- ・各国共通で一般的に必要なとされる医療機器
- ・グローバル市場における市場占有率が一定以上確保されている等、国際競争力を有する医療機器
- ・病院内情報システム、遠隔医療等に必要な医療 ICT 機器・システム
- ・世界最先端の医療を提供するために必要な医療機器
- ・新興国地方部や中間層の医療水準向上に資する医療機器（小型診断機器等） 等

（【a】【b】共通の事項）

なお、採択にあたっては、以下の（i）を重視し、（ii）～（iii）については、記載項目のいずれかを含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合にはこの限りではありません。

（i）重視項目

- ・収支計画の実現の可能性が高いこと（事業対象層の設定と事業コンセプトとの整合性、コンソーシアム内外の波及効果等）。
- ・現地の医療機関や関連学会等との連携が進行中など、取組が既に開始されており、拠点構築の具体性が確認できること。

（ii）対象とする主な国・地域

- ・BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）
- ・ASEAN（フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ラオス、ブルネイ）
- ・アフリカ（ケニア）
- ・その他地域（バングラデシュ、トルコ、メキシコ、サウジアラビア、ウズベキスタン、カザフスタン）

（iii）対象国の市場開拓に向けて効果が見込める取組手法

【例】

- ・医療人材の育成を通じた展開・対象国の制度整備と連携した展開
- ・対象国の政府、学会、大学、医療機関との連携に基づく展開
- ・複数の医療サービスや医療機器をパッケージにした展開

- ・ O D A 事業との連携を図る展開
- ・ 官民ミッション等、過去の官民が連携した医療の国際展開に関する取組を契機に組成された案件
- ・ 医工連携事業・医療機器開発ネットワーク事業等で支援を受けた機器等の展開
- ・ 現地にある既存の日本の現地医療拠点の機能を強化する取組（例：現地にある既存の日本の病院にがんセンターやリハビリセンターを併設整備する取組等）
- ・ 既存の日本の現地医療拠点について同国や他国での横展開を行う取組（例：同国の他の都市での第二の医療拠点の構築等）
- ・ インバウンドの推進に資する現地での医療サービスの提供（例：現地で患者のスクリーニングを行う取組等）
- ・ 現地の医療ニーズを踏まえ、現地向けに開発された医療機器等を展開する取組
- ・ コンソーシアム内に、中小企業基本法で定められている中小企業者を含む取組
- ・ 医療サービスの効率的な提供に資する、A I や I T 等をはじめとした他分野の製品・サービスや、その他のヘルスケアサービス（日本国内では主に保険外として提供される予防・健康維持等に関連するサービス等）の展開も見込むことのできる取組 等

※国際入札プロセスにおいて事前資格審査又は入札スケジュールが公表されている案等であって、コンプライアンスの観点から本補助事業の実施に問題があると認められる案件は応募の対象となりません。

② 介護

日本企業等によって、介護サービス及び福祉機器をはじめとした、日本の介護技術・サービスを海外で普及することを目的とした拠点を構築するための取組。

具体的には、対象国において、介護サービスや福祉機器、トレーニングプログラム等を提供しながら実証を行い、現地のニーズや拠点構築に伴う課題等を踏まえた持続的なビジネスモデルの検討、料金設定や収支計画の策定、現地法人設立の準備、現地当局者との調整等を実施する事業を対象とします。

※単にセミナーの実施が主体となる事業や、人材育成・人材還流が主体となる事業は対象としません。

※対象国における事業対象層は、地方部・中間層への介護の提供など、国民一般まで広く対象とするほうが望ましいこととします。

なお、採択にあたっては、以下の（i）を重視し、（ii）～（iv）については、記載項目のいずれかを含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合にはこの限りではありません。

（i）重視項目

- ・ 収支計画の実現の可能性が高いこと（事業対象層の設定と事業コンセプトとの整合性、コンソーシアム内外の波及効果等）。
- ・ 現地の介護関連企業や医療機関等との連携が進行中など、取組が既に開始されており、拠点構築目途の具体性があること。

(ii) 対象とする主な国・地域

- ・中国やASEANを中心としたアジア地域

(iii) 本事業を通じて普及が見込まれる主な介護技術・サービス等

- ・日本人等が関与する介護サービス（例：日本の介護従事者が十分に関与しつつ現地スタッフを育成）
- ・日本の介護サービスの提供に必要な福祉用具等
- ・日本が国際競争力を有する福祉用具等
- ・施設運営やサービス効率化に係る情報システム、ICT 機器・システム 等

(iv) 対象国の市場開拓に向けて効果が見込める取組手法

- ・対象国の制度整備と連携した展開
- ・対象国の政府及び企業、医療機関等との連携に基づく展開
- ・複数の日本の介護に関する技術・サービス等をパッケージにした展開
- ・コンソーシアム内に、中小企業基本法で定められている中小企業者を含む取組
- ・介護サービスの効率的な提供に資する、AI や IT 等をはじめとした他分野の製品・サービスや、その他のヘルスケアサービス（日本国内では主に保険外として提供される予防・健康維持等に関連するサービス等）の展開も見込むことのできる取組 等

③ その他（ヘルスケア）

日本企業等によって、ヘルスケアサービス及び製品（日本国内では主に保険外として提供される予防・健康維持等に関連するサービス等）を海外で普及することを目的とした拠点を構築するための取組。

具体的には、対象国において、利用者に直接的（B-C）又は関係事業者等を介して間接的に（B-B-C）日本の健康増進サービス等を提供しながら実証を行い、現地のニーズや拠点構築に伴う課題等を踏まえた持続的なビジネスモデルの検討、料金設定や収支計画の策定、現地法人設立の準備、現地当局者との調整等を実施する事業を対象とします。

※単にセミナーの実施が主体となる事業は対象としません。

※本事業を通じて提供されるサービスは、原則、本事業に参加する企業等において、利用者に提供した実績があるものに限りです。

※対象国における実証で使用する機器等は、日本において販売流通を行うために医薬品医療機器等法の認証が必要な計測機器については、日本の認証取得済の機器等に限りです。

なお、採択にあたっては、以下の（i）を重視し、（ii）は記載項目のいずれかを含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合にはこの限りではありません。

(i) 重視項目

- ・収支計画の実現の可能性が高いこと（事業対象層の設定と事業コンセプトとの整合性、コンソーシアム内外の波及効果等）。
- ・現地の関連企業や医療機関等との連携が進行中など、取組が既に開始されており、拠点構築目途の具体性があること。

(ii) 対象国の市場開拓に向けて効果が見込める取組手法

- ・ 対象国の制度整備と連携した展開
- ・ 対象国の政府及び企業、医療機関、民間保険等との連携に基づく展開
- ・ 複数の日本のヘルスケア産業に関する技術・サービス等をパッケージにした展開 等

Ⅲ. 応募資格

1. 応募資格

本補助事業の応募資格は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。

- ・ 医療・介護・ヘルスケアの国際化についての取組経験を有し、かつ、事業目標の達成、事業計画の遂行、必要書類の整備及び事業報告書の作成に必要な組織及び人員を有していること
- ・ 当該補助事業を遂行するために必要な経営基盤と資金を有し、明朗な確定検査書類の提示について十分な管理能力を有していること
- ・ 応募する本補助事業の内容が、4つの類型（医療【a】、医療【b】、介護、その他（ヘルスケア））の内容に合致していること
- ・ 経済産業省及びMEJと密接に連携できる体制を有していること

2. コンソーシアム形式での応募

応募は、コンソーシアム形式でのみ行えることとします。

(1) コンソーシアムの定義

本補助事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）及び代表団体と本補助事業に係る委託契約（委任契約又は準委任契約を指す。ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本補助事業に係る委託契約を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

本補助事業の採択決定の後、コンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。本補助事業では、補助経費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となります。

(2) コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムの構成要件は以下のとおりです。

- ・ コンソーシアムは、以下の（3）に示す代表団体及び参加団体によって構成されるものとする。
- ・ コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者又は団体を複数社含む構成とします。参加団体には、代表団体の子会社（あるいは親会社）以外の団体が1つ以上含まれることが望ましい。
- ・ 経済産業省及びMEJでは、本補助事業においてコンソーシアムを1つの組織体として認識します。従って、経済産業省又はMEJからの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有してください。

(3) コンソーシアムの構成員に関する資格要件

①代表団体

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合(LLP)は代表団体になることが可能です。

代表団体は、自ら本補助事業の一部を実施するとともに本補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行い、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての機関です。したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付を取り消すことがありますので留意してください。

代表団体の資格要件は以下のとおりです。

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) MEJとの交付手続き及び参加団体との委託契約を締結できること。ただし、特定業界の主要企業を会員として構成する業界団体が代表団体となる場合のみ、参加団体(会員構成企業)との委託契約は必須ではありません。
- (iii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (iv) 交付決定後のコンソーシアム等内部の経理実務(参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む)について、責任を持って管理できること。
- (v) 本補助事業を遂行できる財政的健全性を有していること。
- (vi) 事業責任者、総括事業執行者及び事務管理責任者を代表団体から選出すること。
なお、副総括事業執行者は代表団体又は参加団体に所属する者とする。

※委託契約内容の実施に際しては、「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業(医療拠点化促進実証調査事業)補助事業事務処理マニュアル」及び「経済産業省委託事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理を行うよう参加団体を指導していただきます。

※代表団体と参加団体とが締結する委託契約にて取り決める義務等は、「国際ヘルスケア拠点構築促進事業費補助金(医療拠点化促進実証調査事業)交付規程」の内容に準拠していただきます。

A. 事業責任者・総括事業執行者・副総括事業執行者

- ・事業責任者は、当該事業分野を所管し、管理監督する自然人で、代表団体に属する者としてします。
- ・総括事業執行者は、事業の計画立案・実施及び成果管理・報告を総括し、事業を最も主体的に執行する自然人で、代表団体に所属する者としてします。
- ・副総括事業執行者は、総括事業執行者を補佐し、必要に応じてその代理として事業を主体的に執行することができる自然人で、代表団体又は参加団体に属する者としてします。
- ・事業責任者、総括事業執行者及び副総括事業執行者は、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくな

った場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

- (i) 本補助事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 経済産業省又はMEJからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) コンソーシアム構成員に対して、経済産業省及びMEJからの連絡事項を周知徹底することができること。

B. 事務管理責任者

- ・事務管理責任者は、補助事業の交付申請手続きや経費管理等を総括する自然人で、代表団体に属する者とします。
- ・事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。
 - (i) 本補助事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。
 - (ii) 特に確定検査の対応（全ての支出を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類の整備等）について十分な管理能力を有していること。
 - (iii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
 - (iv) 経済産業省又はMEJからの連絡、指示、問い合わせに対し速やかに自ら対応、回答できること。
 - (v) コンソーシアム構成員に対して、経済産業省及びMEJからの連絡事項を周知徹底することができること。

② 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約の取り消しを求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

なお、申請書に参加団体として記載した団体等が、交付決定時点で参加団体から除かれることは原則認められません。

参加団体の資格要件は以下のとおりです。

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること。
- (iii) 本補助事業を遂行できる財政的健全性を有していること

※委託契約内容の実施に際しては、「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」及び「経済産業省委託事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理を遵守していただきます。

※代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体は、委託に係る実績報告書の提出

後に代表団体による補助金額確定検査に応じる必要があります。

③協力団体

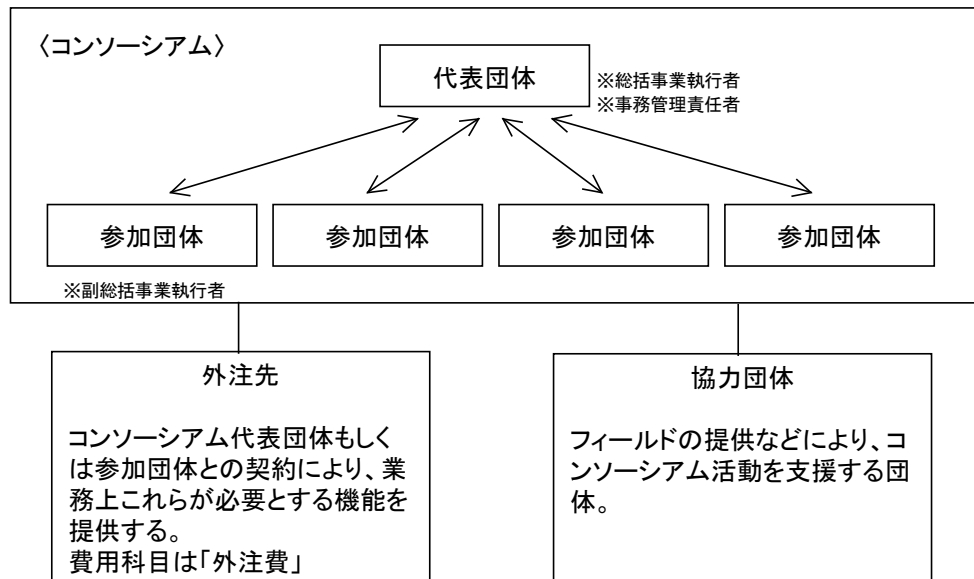
協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものとします。

協力団体の資格要件は以下のとおりです。

- (i) 代表団体からの要請に基づいた参画であること。

※代表団体は、本補助事業への取組について、協力団体に対し事前説明を実施し、本補助事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係



3. その他

(1) 重複応募・重複事業参画の制限

同一の内容で、経済産業省又は他省庁等の補助事業又は補助事業等による採択を過去に受けたことがある場合、又は採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省又は他省庁に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、交付決定通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

本補助事業において、不適正経理等を行ったために、補助費の全部又は一部を返還させられた代表団体及び参加団体については、一定期間、経済産業省の補助事業及び委託事業等への参画が認められないことがあります。

(3) 不支給要件に抵触する事業者の排除

次の不支給要件に抵触する事業者は、本補助事業の対象となり得ませんので、ご注意ください

ださい。交付決定時には不支給要件に抵触しない旨の誓約書の提出が条件となります。

不支給要件

①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

②次のいずれかに該当する事業者

- イ) 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ) イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(4) 臨床現場での診断・治療を伴う事業に関する条件

本補助事業において、臨床現場での診断・治療行為を実施する際は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 当該診断・治療に関して日本国内での十分な実績・経験を有すること。
- ② 医師法や医療法等の医事法制及び厚生労働省や学会等が定めるあらゆるガイドラインを遵守して患者の診断・治療を行うこと。また、外国で当該診断・治療を実施する場合は、当該国の法令・ガイドラインを遵守すること。なお、美容整形、審美歯科等を目的とした外国人患者受入事業は応募の対象となりません。
- ③ 当該診断・治療を行う前に、インフォームドコンセントを十分に行い、患者等からの書面での同意を得ること

IV. 経費

1. 補助対象となる経費

本補助事業の対象経費は、以下の表のとおりです。

補助対象 経費の区分	内 容
(1) 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
(2) 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家の知見等に対する対価、講演・研究協力等に対する対価等）
借料及び 損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 ※実証期間中に必要であり、使用される機械器具等が対象になります。
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（請負契約）
補助員 人件費	事業を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他 諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、該当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
(3) 委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約） ※コンソーシアム参加団体との委託契約が該当します。

<留意事項>

- ・ 施設整備や設備購入及び施設や設備の保守費用は本補助事業の範囲に含まれません。
- ・ 補助金額は消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）を補助金額経費から除外して計算します。
- ・ 補助金の支払は、原則として、事業完了後の確定検査を経た後、精算払となります。
- ・ 支払額の確定は、事業終了後事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
- ・ 支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類が必要となります。
- ・ また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- ・ 費目ごとの留意事項は以下のとおりです。

①人件費

- ・ 国立大学法人・公立大学は、人件費は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。
- ・ 通常業務外で本事業に従事する職員（医療従事者等）は、時間外手当等が支給されていない場合は人件費の計上できません。

②謝金

代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

③機器等

本補助事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。但し、単回使用の消耗品等、本事業に必要な事業期間にのみ使用されたことを客観的に判断することができるものはこの限りではありません。本補助事業期間内に限り、機器等のレンタル等を認めます。

※ 代表団体が自社製品を現地拠点等にリース・レンタルとして設置する場合は、利益排除をした製品の製造原価相当分につき、本補助事業実施期間中の設置期間分に相当する費用を借料として計上することとなります。

④委託費

参加団体の活動に係る旅費等の経費は、原則として参加団体の支出計画の中で必要経費として計上することとし、委託費以外で参加団体が負担すべき費用を代表団体が支出することはできません。

⑤補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税等が含まれている場合、「国際ヘルスケア拠点構築促進事業費補助金（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程」に基づき、消費税額等の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助を受けた事業者（代表団体だけでなく、補助金を受けた事業者全てをいう。以下「補助事業者」という。）が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

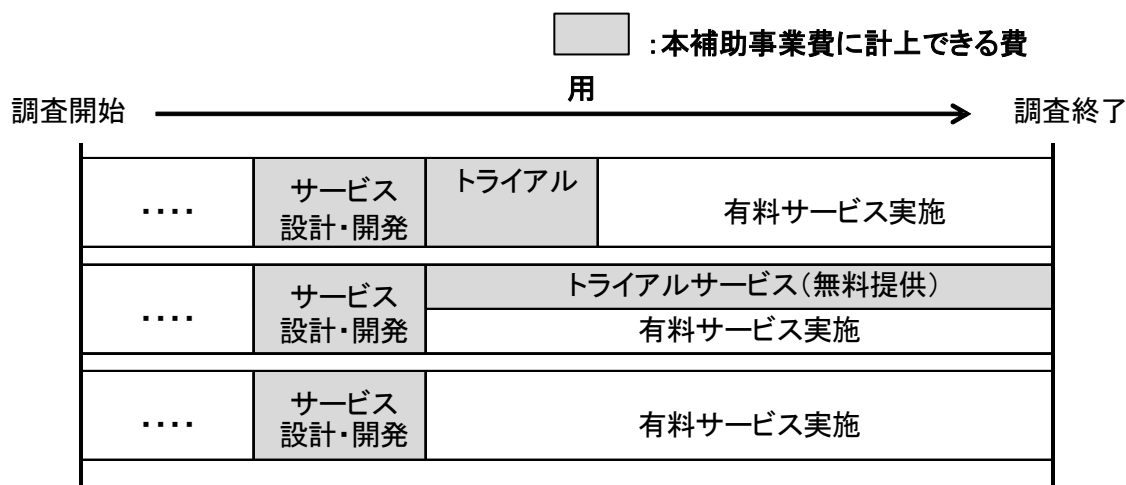
- ・ 交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。
 - ・ ただし、以下に掲げる補助事業者にとっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。
 - 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - 免税事業者である補助事業者
 - 簡易課税事業者である補助事業者
 - 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
 - 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
 - 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- ※補助金交付申請書の提出の際に課税事業者、非課税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承ください。

⑥有料サービス提供における人件費・事業費等

有料にてサービスを利用者に提供する場合、事業期間中のサービス提供に係る費用については補助費用に計上できません。

- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本補助事業における経費の対象外となります。ただし、本補助事業の目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果については、報告していただきます。
- ・ 有料サービスを提供する場合、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本補助事業における経費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン（例）



注： 有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る人件費・事業費は補助費内で計上可能です。

2. 補助率

補助率：補助事業経費のうち、中小企業は2／3以内、大企業は1／2以内

- ・ 一般企業については、中小企業庁が定義する中小企業の定義（中小企業基本法第2条に定める定義）に従う（中小企業の定義に含まれない企業は原則、大企業とみなす）。
- ・ 医療法人、学校法人、一般社団法人等については、中小企業と同等の扱いをする。

具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。事業は原則として、将来的に事業主体となることが想定される事業体を実施するものとします。

V. 本補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は、交付決定後速やかに事業に着手し、原則として平成32年2月28日（金）までに事業を完了することとします。ただし、事業実施期間中に事業内容の実施が困難と判断される場合は、事業実施期間の短縮が求められる場合があります。

なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびにMEJと申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本補助事業に係る経費のうち、計上できる経費には、交付決定日以降に発生（発注）するもので補助事業完了日までに終了（支出）するものが対象となります。ただし、代表団体から参加団体への事業委託期間は、代表団体による参加団体の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも補助事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

VI. 補助事業者の義務

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の事業内容の変更又は経費の配分の変更をしようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、少なくとも月に1回程度、経済産業省及びMEJに補助事業の進捗を報告しなければなりません。また、補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業の実施状況確認等のために必要と認めるときは、経済産業省又はMEJは補助事業者に対し、補助事業に関する帳簿等の調査を行います。補助事業者はこの調査に協力しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は補助事業終了後、実施した補助事業の概要及び補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出しなければなりません。経費計上においては、補助金交付申請時及び事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。
- (5) 補助事業者は、平成32年2月28日（金）までに補助事業の成果を取りまとめた事業報告書を完成・提出いただきます。（MEJと経済産業省の了解を得て、完成となります。通常、これには1か月以上の期間を必要としますのでご注意ください。よって、2月の海外出張と招聘は特別な理由のない限り認められません。）
- (6) 補助事業者は、11月に実施予定の中間報告会において事業の進捗状況や課題などを報告しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業の成果等について、補助事業終了後に開催される最終報告会等で報告しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して処理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、経済産業省又はMEJから要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (9) 補助事業者は、知的財産権の利用状況調査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会への出席等について、補助事業者の負担において経済産業省及びMEJに協力いただきます。
- (10) 補助事業者は、実施期間終了後、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用し、海外における日本の医療・介護の技術・サービスの拠点化促進に努めるものとします。

VII. 応募手続

1. 応募者

応募は、代表団体の長（代表者）が行ってください。

2. 応募書類と提出部数

応募書類の提出部数は、以下のとおりです。

応募書類は、以下の資料を一つの封筒等にまとめて提出してください。

なお、①から⑤までの資料については、①から④までを順番にひとまとめにして左上1カ所ホチキス止めをし、それを⑤とまとめてクリップ止めたセットを10部作成してください（⑥から⑧まではそれぞれ1部）。

以下の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ① 公募申請書（様式1）
- ② 公募提案書（様式2）
- ③ 予算額書（様式3）
- ④ 代表団体の概要・コンソーシアム概要（様式4）
- ⑤ 代表団体の過去3年分の財務諸表
※新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、存在する財務諸表を提出する。
- ⑥ 以上①～⑤の各文書を収めた電子媒体
- ⑦ 申請受理票（様式5）
- ⑧ 返信用封筒
返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（82円）を貼付してください。

※提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

※上記の①から⑤の各書類及びその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Wordを推奨）による日本語で記入し、A4版縦書きで、通しページを下段中央に付してください。

※文字の大きさは10ポイント以上として下さい。

また、応募書類の様式は、MEJのホームページ

[\(https://medicalexcellencejapan.org/jp/publicoffering/detail/152/\)](https://medicalexcellencejapan.org/jp/publicoffering/detail/152/)

からダウンロードできますので、ご利用ください。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：

公募開始 平成31年4月22日（月）

公募締切 平成31年5月20日（月）※12時必着

応募書類の提出先：

一般社団法人Medical Excellence JAPAN 「医療拠点化促進実証調査事業担当」

〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地 一番町法眼坂ビル3階

提出方法：

- ・ 応募書類は、郵送若しくは宅配便によりMEJに提出してください（公募締切日時までに必着のこと）。
- ・ 応募書類の持参、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

※本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。

※応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。

※公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業執行者に確実に連絡が取れるようにしてください。採択結果はMEJより通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

4. 公募説明会の開催

本補助事業の内容、手続きについては、以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は電子メールでの事前申し込み制、1社の申し込みにつき2名を上限とし、先着順に受け付けます。なお、会場の都合上、定員になり次第申込み受付を終了させていただきます。

事前申し込みのない場合は、説明会会場にお越しいただいても参加できませんのでご注意ください。

開催概要：

日時：

平成31年4月26日（金）

受付9:30 開始10:00（終了予定12:00）

場所：

経済産業省 本館2階西3共用会議室

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

※経済産業省本館1階正面入口に特別受付を設けますのでそちらにお越しください。

定員：

100名（先着順）

※当日は、名刺を1枚、ご持参ください。

参加申し込み先(メールにて申込) :

一般社団法人Medical Excellence JAPAN 医療拠点化促進実証調査事業担当

E-mail : meti-project@me-jp.org

申込期限 :

平成31年4月25日(木) 12:00

申込内容 :

出席の方それぞれ(2名まで)について、事業者名、氏名、メールアドレス、電話番号を明記の上、上記メールアドレスまで送信ください。

VIII. 審査・選定

1. 審査の方法及び手順

学識経験者等からなる「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、ヒアリング審査を実施することがあります。

(1) 審査プロセス

① 書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

② 追加審査（ヒアリング）

必要に応じて、MEJによるWEBヒアリング又は審査委員会によるヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。

WEBヒアリング及びヒアリング審査は下記の予定で開催することを予定しており、総括事業執行者もしくはその代理の方の参加を必須とします。なお、場合によっては、コンソーシアムの他の構成員の参加を求めることがあります。

・ MEJによるWEBヒアリング

日程：平成31年5月27日（月）～29日（水）のいずれか1日で開催（予定）

方法：WEB会議（予定）

※日程は決まり次第、ご連絡致します。

※WEB会議を行う環境をご準備ください。

・ 審査委員会によるヒアリング審査

日程：平成31年6月17日（月）～28日（金）のいずれか1日で開催（予定）

場所：経済産業省（予定）

※日程及び場所の詳細は決まり次第、ご連絡致します。

※MEJ又は審査委員会からの要請以外での追加資料の提出は受け付けません。

(2) 審査にあたっての留意点

- ・ 審査を行う審査委員会及び審査委員については、非公開とします。
- ・ 審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

本補助事業は、未来投資戦略及びアジア健康構想の一環として実施されるものであるため、国際協力に留まらず、自立的、持続的発展ができる事業であることが求められます。そこで、申請書を記載する際には、事業性と実現可能性について明確に記載するようにしてください。

(1) 事業（構築を目指す拠点やビジネスの将来像、最終的に目指している活動）に係る評価（様式2：B, C）

- ①背景を踏まえた的確な目的の設定がされているか。政策や「国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化推進実証調査事業）」の目的に合致しているか。
- ②最終的な事業スキームは明確かつ具体的か。
- ③日本の医療・介護・ヘルスケアの国際展開に向けた強みがあるか／優位性があるか。
- ④これまでに関連事業における実績、ノウハウ、人的ネットワーク（現地パートナーとの連携等）があるか。

(2) 本年度事業（本年度の補助事業（医療拠点化促進実証調査事業）で実施する活動）に係る評価（様式2：D）

- ①背景や事業目的を踏まえた課題及び達成目標の設定が的確か。
- ②課題解決、目的達成に向けて、具体的かつ実効性の高い内容となっているか。また、現地のニーズ、受け入れやすさ、将来にわたる持続性を考慮した事業内容となっているか。
- ③取組を通じて得られた成果や成果物が特定の事業者の収益ではなく、医療・介護・ヘルスケアの拠点化に貢献する十分な波及効果（経済効果）が期待できるか。
- ④実効性のある体制が組み立てられているか（医療・介護・ヘルスケアについて経験や知見がある主体が体制に含まれているかなど）。また、代表団体に、主体性、財務・事務管理能力があり、参加している団体等の役割や取組が明確となっているか。

(3) 事業化イメージ（様式2：B, E）

- ①スケジュールや成果物は、具体的かつ実行性のあるものか。
- ②事業スキームが明確かつ具体的に記載されており、将来的にビジネスベースで自立的、持続的に収益が期待できるモデルとなっているか。
- ③事業化計画の詳細（事業開始までの収支計画、事業開始後の収支計画、積算根拠、事業対象層の設定と事業コンセプトとの整合性など）が明確かつ具体的で実行性があるか。

(4) 補助事業の予算（様式3）

- ①補助事業によって得られると期待される効果、規模に見合う金額となっているか。

Ⅸ. 採択後の留意点と補助金交付

1. 採択候補となった場合の留意点（交付申請）

- ・ 審査を経て採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、MEJに対する速やかな交付申請書及び補助事業概要説明書の提出をもって補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な書類をMEJに提出していただきます。書類に不備がある場合や、申請内容が公募要領や「国際ヘルスケア拠点構築促進事業」等に合致しない場合（参加団体に対する委託条件が合致しない場合も含む）には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意ください。また、提案書と交付決定通知における各補助対象経費の金額が一致しない場合もあります。
- ・ 上記の交付申請を行うとともに、採択候補となったコンソーシアムの代表団体は、以下①～⑤に示す書類を交付申請時までMEJに提出していただきます。

① 定款（代表団体分）

② 財務諸表（代表団体分）

③ 消費税免税事業者については、補助事業年度の前々年度に係る法人税申告書（法人事業概況説明書及び添付したPL又は売上高等の事業所別の内訳書等の売上高の分かる書類）

④ 補助事業従事者の時間単価算出の根拠資料（代表団体分）

⑤ 補助金交付申請額の根拠書類等のMEJが必要に応じて提出を求める資料

※ ④の「補助事業従事者の時間単価」については、「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」に従い算出します。

2. 補助金の支払

- ・ 補助金は、補助金交付申請書及び補助事業概要説明書に定められた用途以外には交付されません。
- ・ 補助金の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、原則、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該補助金の支払いが行えないこととなります。詳しくは、「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」に従って処理してください。
- ・ 補助金交付申請後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、「平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。）

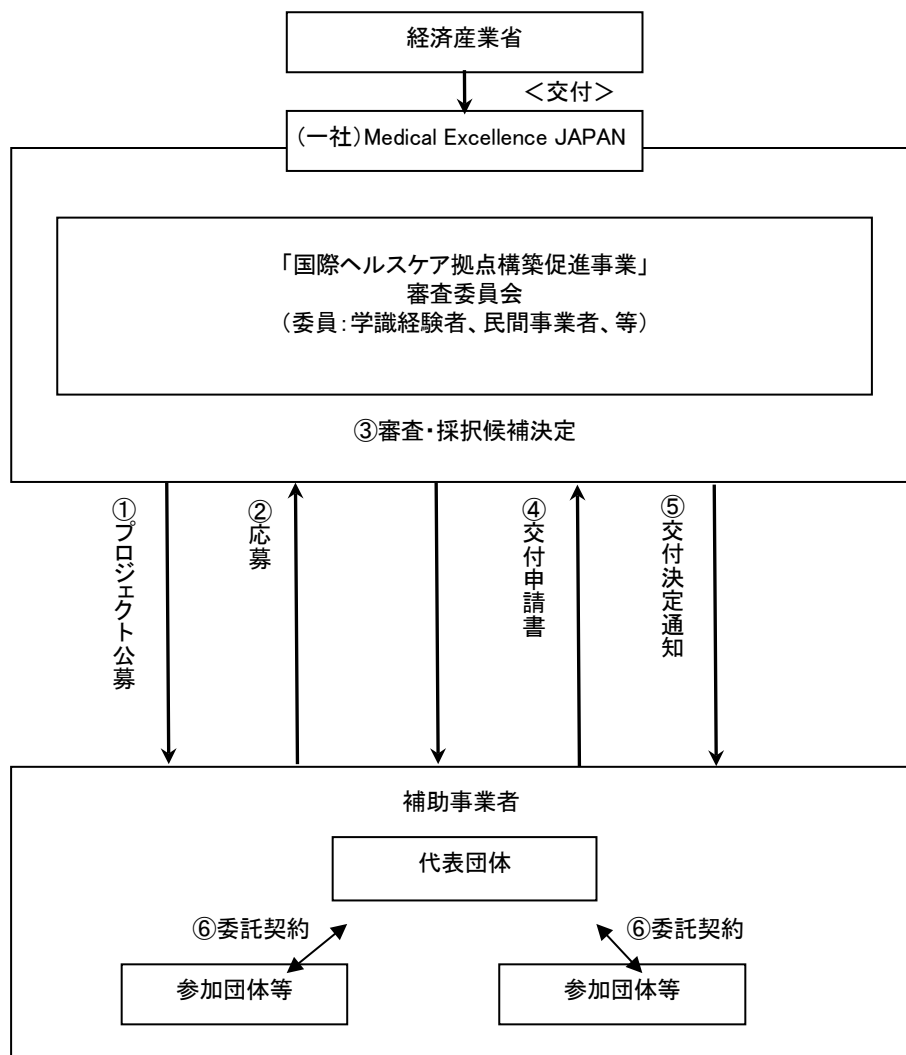
3. その他

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等とは、①補助金②負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）③利子補給金④その他相当の反対給付を受けない給付金であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条で定めるものとなっています。
- ・ 補助金の経理処理は、実費弁済の考え方（受益性を排し、補助事業者が実際事業に要した経費の支払い）に基づきます。すなわち、「国際ヘルスケア拠点構築促進事業」という国の事業において、代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。

X. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの流れは、以下のとおりです。なお、応募・採択状況によっては再度公募を行う可能性があります。

- 平成31年4月22日（月）：プロジェクト公募（下図①）
- 平成31年4月26日（金）：公募説明会
- 平成31年4月22日（月）～5月20日（月）※12時迄：応募受付期間（下図②）
- 平成31年5月20日（月）～6月中旬：審査・採択候補決定（下図③）
- 平成31年6月下旬：交付申請（下図④）、採択事業者説明会、交付決定（下図⑤）
- 交付決定後：コンソーシアム参加団体との委託契約締結（下図⑥）
- 平成31年7月上旬：各プロジェクト・キックオフ（コンソーシアム、経済産業省、MEJ）
- 平成31年10月：第1回中間検査（事業開始～9月分）
- 平成31年11月：中間報告会（コンソーシアム、評価委員会、経済産業省、MEJ）
- 平成32年1月：第2回中間検査（10～12月分）
- 平成32年2月：事業報告書提出
- 平成32年3月：第3回中間検査（1～2月分）、実績報告書提出、確定検査、最終報告会



XI. その他

本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載の上、電子メールか F A X でご送付ください。

なお、問い合わせ締切りは、平成 3 1 年 5 月 1 5 日（水） 1 2 : 0 0 必着といたします。電話による問い合わせは受け付けません。

問い合わせ先：

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 医療拠点化促進実証調査事業担当

メールアドレス：meti-project@me-jp.org

F A X 番号：03-6261-3970

※ 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、経済産業省と M E J が共同で利用いたします。本公募申請に関する個人情報は、「平成 3 1 年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、M E J では、下記の「個人情報保護方針」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針：<https://medicalexcellencejapan.org/jp/privacy/>

(様式1)

受付番号	
------	--

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 御中

平成31年度 国際ヘルスケア拠点構築促進事業
(医療拠点化促進実証調査事業) にかかる補助事業 公募申請書

事業類型と取組内容 (○を付ける) ※公募要領Ⅱ 2. に沿って選択してください		医療【a】		医療【b】		
		介護		その他 (ヘルスケア)		
対象国・地域						
コンソーシアム名 ※補助事業を遂行するコンソーシアムの名称を記入してください。						
事業名 ※補助事業実施のための事業名を記入してください。						
代表団体	企業・団体名					
	代表者役職・氏名		代表者印 (または署名)			
	所在地	〒				
	団体類型(○を付ける)	大企業 (補助率1/2)		中小企業 (補助率2/3)		
	事業者区分(○を付ける)	消費税課税事業者		消費税免税事業者		
	総括事業執行者	氏名 (ふりがな)				
		所属部署名				
		役職				
		所在地	〒			
		電話番号 (代表・直通)				
		FAX番号				
E-mail						

(様式2)

平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）
公募提案書

本公募提案書における用語説明：

- ・事業：構築を目指す拠点やビジネスの将来像、最終的に目指している活動
- ・本年度事業：本年度の補助事業（医療拠点化促進実証調査事業）で実施する活動

A. 本年度事業で実施を計画している事業内容（サマリー、100文字以内）

※本年度事業で実施する事業の内容を100文字以内で簡潔にご説明ください。

B. 事業を考えるに至った背景・目的・効果

※現地の医療・介護・ヘルスケアの状況、事業構築を考えるに至った経緯や背景などをご記載ください。

※事業の目的と現地に及ぼす効果をご記載ください。

C. 事業内容

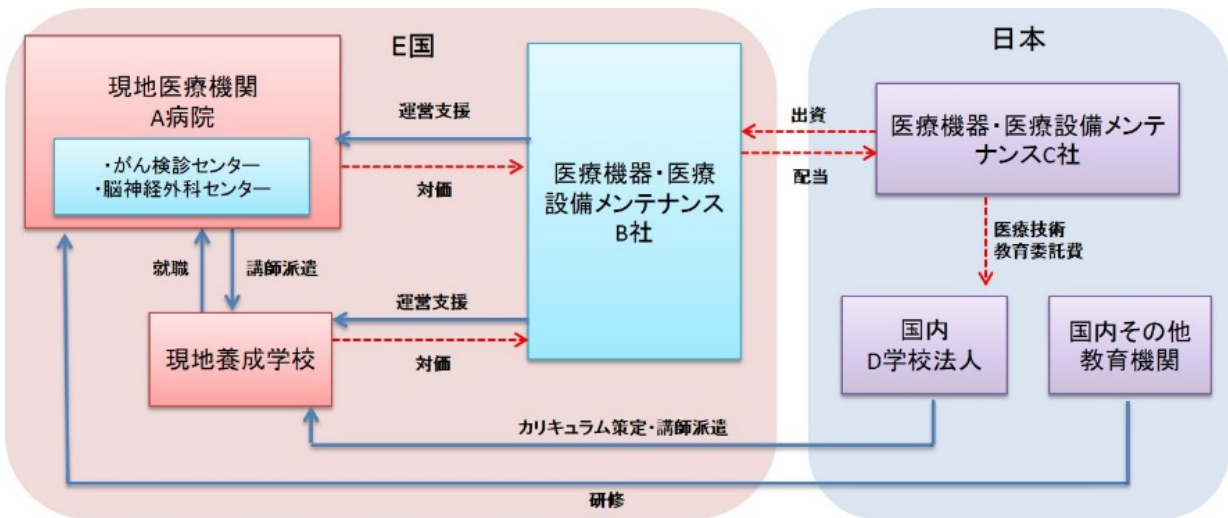
C-1. 事業の詳細・事業スキーム

【事業の詳細説明】

【事業スキーム】

※事業スキームは下記の記入例に沿った形でご記載ください。スキーム図上の機関名・事業者名は可能な限り具体的な名前でご記載ください。また機関・事業者の概要と期待する役割について簡単にご説明ください。

(記入例)



【凡例】
← ヒト・モノ・サービス・情報の流れ
← 金の流れ

C-2. 事業における強み・訴求ポイント（市場規模や技術の優位性等）

※提供するサービスや機器、活動の強みについてご記載ください。

C-3. 事業に向けて、これまで実施してきた調査・活動の実績、相手国機関（医療機関や政府等）との関係構築状況

※どのような活動をこれまでにしてきたかをその成果も含めご記載ください。
※相手国における関連制度の調査について、コンソーシアム内でのこれまでの取組実績等があればご記載ください。

D. 本年度事業における活動内容

D-1. 本年度事業で解決すべき課題・達成すべき目標

※拠点構築に向けての課題（＝本年度の実証調査事業で解決すべき課題）をご記載ください。

D-2. 本年度事業における実施内容

※本年度補助事業のなかでの実施項目（活動内容）を箇条書きで記載ください。

※実施項目（活動内容）ごとに、その活動の目的・目標、対象者、活動期間、期待される効果などをご記載ください。

※対象国の医療・介護等の各種制度に関する調査は補助事業の対象外です（なお、MEJと協議の上追加調査の必要性がある場合は対象とすることがあります）。

D-3. 予算（予算額書） ※様式3をご作成ください。

※本年度事業で実施する実施項目ごとに人件費、事業費、委託費の積算を別添のエクセルファイルに作成をお願いします。複数の実施項目がある場合には、実施項目毎に記述してください。計上可能な経費科目は、公募要領に記載されている「対象となる経費」をご確認ください。

D-4. 本年度事業の実施がもたらす日本企業や業界への裨益・効果、社会や経済にもたらす波及効果

--

D-5. 本年度事業の実施体制

関係事業者		実施内容・役割
コンソーシアム	代表団体	
	委託先	
	委託先	
	委託先	
	委託先	
	委託先	
協力団体		
協力団体		
協力団体		
協力団体		

※既にコンソーシアムや協力団体との提携等の契約関係があれば記入してください。

--

E. スケジュールと収支計画

E-1. 事業開始(拠点開設)までのスケジュール

※事業開始までのスケジュールをご記入ください。

【事業開始予定時期】

【事業開始までのスケジュール表】

E-2. 事業開始(拠点開設)までの収支計画

※事業開始までの収支計画をご記入ください。

※収支計画表は記入例を参考に作成してください。

※開始まで（5年程度を想定）の収支計画、資金調達方法等についてご説明ください。

【収支計画の概要】

【収支計画表】

(記入例)

収支項目		2019 年度	開始年度
収入						
支出						
合計	単年度					
	類型					

E-3. 事業開始（拠点開設）後の収支計画（5年間）及び収入の積算根拠

※将来構築する事業における収支計画をご説明ください（開始後5年程度を想定）。

※収入の部については想定する対象、地域設定の考え方、価格等の考え方・根拠を明記ください。

【開始後の収支計画】

（記入例）

収支項目		開始年度	…	…	…	5年間程度
収入						
支出						
合計	単年度					
	類型					

【収入の部における計算の説明・根拠】

F. 具体的成果物

※本補助事業では事業報告書を提出いただいております。その事業報告書の目次の構成をご記載ください

(記載例)

第1章 事業概要

- 1-1. 背景・目的・効果
- 1-2. 事業の詳細・スキーム
- 1-3. 体制・スケジュール

第2章 現地医療又は介護の現状と課題

- 2-1. 現地医療又は介護の現状
- 2-2. 課題と必要とされる取組

第3章 事業実施内容

- 3-1. 取組内容と成果

第4章 まとめ

- 4-1. 事業成果
- 4-2. 課題
- 4-3. 今後の展開及び3～5年の収支見込み

G. 特記事項

G-1. 重複応募・重複事業参画の制限

※経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を過去に実施している、現在実施中又は予定している場合、今回提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けをご説明ください。

G-2. その他

※本補助事業の実施にあたり特筆すべき事項があれば記入してください。

(様式4-1-1)

※代表団体又は代表企業の概要について、所定の事項を記入してください。

代表団体の概要(1)

団 体 名					
代 表 者 氏 名		URL	http://		
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西 曆	年	月	資 本 金	円
従 業 員 数	人				
団体・企業の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏 名	年 令	役 職 名	担 当 部 門	学 歴 ・ 略 歴
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
主 要 株 主	株 主 名	持 株 数	構 成 比 (%)	貴社との関係	
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関 連 企 業			主 要 外 注 先 又 は 仕 入 先		

(様式4-1-2)

代表団体の概要(2)

期 項目	前々期末 / 期	前期末 / 期	今期末(見込み) / 期
従業員数(人)			
売上高 (当期収入合計:円)			
経常利益 (当期収入合計-当期 支出合計:円)			
当期利益(円)			
減価償却費(円)			
繰越利益 (時期繰越収益差額: 円)			
研究開発費(円)			

※「繰越利益」に関して、財団法人等、損益科目が上記科目に該当しない法人は、()内の数字を記載してください。

(様式4-2)

※コンソーシアムの概要について、所定の事項を記入してください。

コンソーシアム概要

名 称			
代表者氏名			
設 立 趣 旨			
設 立 年 月	西 暦	年	月
			参加団体・企業 ・地方公共団体数
参加団体等の名称			
事業構築・実施に係るコン ソーシアム外連携・協力団 体等の名称			

(様式4-3)

※事業責任者、総括事業執行者、副総括事業執行者について、所定の事項を記入してください。

事業責任者・統括事業執行者・副総括事業執行者 経歴書

事業責任者		氏名		年齢	歳
①所属・役職名					
②連絡先	e-mail				
	TEL		FAX		
③職歴・経歴					

総括事業執行者		氏名		年齢	歳
①所属・役職名					
②連絡先	e-mail				
	TEL		FAX		
③職歴・経歴					
④総括事業執行者が行っている現在の業務と本補助事業への専従度合い (おおよその費やす時間割合)					

副総括事業執行者		氏名		年齢	歳
①所属・役職名					
②連絡先	e-mail				
	TEL		FAX		
③職歴・経歴					
④副総括事業執行者が行っている現在の業務と本補助事業への専従度合い (おおよその費やす時間割合)					

(様式4-4)

※補助事業の交付申請手続き、経費管理等を総括する事務管理責任者について、所定の事項をご記入下さい。

事務管理責任者経歴書

事務管理責任者	氏名		年齢	歳
①所属・役職名				
②連絡先	e-mail			
	TEL		FAX	
③職歴・経歴				
④事務管理責任者が行っている現在の業務と本補助事業への専従度合い (おおよその費やす時間割合)				

※総括事業執行者、副総括事業執行者、事務管理責任者の代理として、本補助事業にかかわる諸連絡に対応する窓口担当者を置く場合は、以下に記載してください。連絡窓口担当者は原則として代表団体に属する1名とします。

(事業の実施担当者等、本補助事業の内容や事務手続き等を十分理解して対応できる方を置いてください。)

連絡窓口担当者	氏名		年齢	歳
①所属・役職名				
②連絡先	e-mail			
	TEL		FAX	
③現在の業務と本補助事業への専従度合い (おおよその費やす時間割合)				

(様式4-5-1)

※参加団体の概要(1)及び(2)をご記入ください。

参加団体の概要(1)

団 体 名					
代 表 者 氏 名		URL	http://		
本 社 住 所		〒			
設 立 年 月	西 暦	年	月	資 本 金	円
従 業 員 数		人			
団体・企業の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏 名	年 令	役 職 名	担 当 部 門	学 歴 ・ 略 歴
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
		歳			
主 要 株 主	株 主 名		持 株 数	構 成 比 (%)	貴 社 と の 関 係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関 連 企 業			主 要 外 注 先 又 は 仕 入 先		

(様式4-5-2)

参加団体の概要(2)

項目 \ 期	前々期末 / 期	前期末 / 期	今期末(見込み) / 期
従業員数(人)			
売上高 (当期収入合計:円)			
経常利益 (当期収入合計-当期 支出合計:円)			
当期利益(円)			
減価償却費(円)			
繰越利益 (時期繰越収益差額: 円)			
研究開発費(円)			

※「繰越利益」に関して、財団法人等、損益科目が上記科目に該当しない法人は、()内の数字を記載してください。

(様式5)

※申請受理票は、申請書を受理したことを証明する書類です。本様式に代表団体名、代表者役職・氏名、コンソーシアム名を記入の上、応募書類と一緒にご提出ください。

※本票については、MEJから申請団体に返送します。

※なお、同封の返信用封筒に記載する返信先は、副総括事業執行者、事務管理責任者又は連絡窓口担当者のいずれでも構いません。

申 請 受 理 票

年 月 日

申請者

代表団体名 _____

代表者役職・氏名 _____ 殿

コンソーシアム名 _____

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

平成31年度国際ヘルスケア拠点構築促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）の公募に関する応募書類を受領いたしました。